

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日か休日に当  
たとるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 区画漁業権の免許の内容たるべき事項等（水産課）  
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施（建築課）
- ◇ 公 告 公募型指名競争入札の実施（農政課）  
砂利採取業務主任者試験の合格者（河川課）

## 告 示

### 鳥取県告示第五百六十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成七年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 公示番号海区第一号

#### 1 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 ぶり小割式養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

〃 ざんざけ小割式養殖業 〃

〃 たい小割式養殖業 〃

〃 いしだい小割式養殖業 〃

〃 あじ小割式養殖業 〃

〃 ふぐ小割式養殖業 〃

(二) 漁場の位置 境港市地先

(三) 漁場の区域 次のアからオまでを順次直線で結んだ線及びアとオを直線で結んだ線によって囲まれた区域

だ線によって囲まれた区域

基点第三十一号 境港防波堤先端燈台

ア 基点第三十一号から一三五度三〇分三、六〇〇メートルの点

イ 基点第三十一号から一四三度十五分四、二一〇メートルの点

ウ 基点第三十一号から一五三度三〇分三、七七〇メートルの点

エ 基点第三十一号から一五〇度四五分三、四六〇メートルの点

オ 基点第三十一号から一三八度三〇分三、四二〇メートルの点

2 制限又は条件 なし

3 免許予定日 平成七年九月一日

4 申請期間 平成七年八月四日から同月十六日まで

5 地元地区 境港市

6 存続期間 平成七年九月一日から平成十年八月三十一日まで

### 二 公示番号海区第二号

1 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

- 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
- 第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日まで
- (二) 漁場の位置 気高郡青谷町地先
- (三) 漁場の区域 次のアからエまでを順次直線で結んだ線及びアとエを直線で結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第三十三号 夏泊漁港防波堤燈台
- ア 基点第三十三号から二六一度三〇分一、六八六メートルの点
- イ 基点第三十三号から二五五度十五分一、六八一メートルの点
- ウ 基点第三十三号から二五二度〇〇分五四八メートルの点
- エ 基点第三十三号から二七一度〇〇分五六三メートルの点
- 2 制限又は条件 なし
- 3 免許予定日 平成七年九月一日
- 4 申請期間 平成七年八月四日から同月十六日まで
- 5 地元地区 気高郡青谷町大字青谷
- 6 存続期間 平成七年九月一日から平成十年八月三十一日まで
- 三 公示番号海区第三号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
- 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
- 第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日まで
- (二) 漁場の位置 東泊郡泊村地先
- (三) 漁場の区域 次のアからエまでを順次直線で結んだ線及びアとエを直線で結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第三十四号 泊漁港北防波堤燈台
- ア 基点第三十四号から一七度〇三分一、一三四メートルの点
- イ 基点第三十四号から三〇度四八分八〇六メートルの点
- ウ 基点第三十四号から五九度三五分一、八四一メートルの点

- エ 基点第三十四号から四八度四三分二、〇〇七メートルの点
- 2 制限又は条件 なし
- 3 免許予定日 平成七年九月一日
- 4 申請期間 平成七年八月四日から同月十六日まで
- 5 地元地区 東泊郡泊村大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園、大字原及び大字宇谷
- 6 存続期間 平成七年九月一日から平成十年八月三十一日まで
- 四 公示番号海区第四号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
- 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
- 第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日まで
- (二) 漁場の位置 西泊郡大山町地先
- (三) 漁場の区域 次のアからカまでを順次直線で結んだ線及びアとカを直線で結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第三十五号 平田漁港防波堤燈台
- ア 基点第三十五号から一一四度〇〇分一六九メートルの点
- イ 基点第三十五号から二三四度〇〇分二九八メートルの点
- ウ 基点第三十五号から一五三度〇〇分三九四メートルの点
- エ 基点第三十五号から一七六度三〇分四七七メートルの点
- オ 基点第三十五号から一九七度〇〇分三七四メートルの点
- カ 基点第三十五号から一八三度〇〇分六七メートルの点
- 2 制限又は条件 なし
- 3 免許予定日 平成七年九月一日
- 4 申請期間 平成七年八月四日から同月十六日まで
- 5 地元地区 西泊郡大山町平田及び淀江町大字淀江
- 6 存続期間 平成七年九月一日から平成八年八月三十一日まで

鳥取県告示第五百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十三項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第十四項の規定により告示する。

平成七年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 意見の聴取の日時及び場所

平成七年八月十一日（金）午後一時三十分から

境港市上道町三〇〇〇

境港市役所第三会議室（三階）

二 事案の内容

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）による改正前の建築基準法第四十八条第八項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県知事 西尾邑次

2 建築物の位置

境港市竹内工業団地南地区内

3 建築物の用途

環日本海交流館（仮称）

4 工事種別

新築

5 建築物の構造

鉄骨造四階建

6 建築物の面積

建築面積 三、九五九・〇三平方メートル

延べ面積 八、九〇七・八二平方メートル

公 告

ふるとと林道安蔵線開設工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成7年8月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 ふるとと林道安蔵線開設工事

(2) 工事場所 鳥取市河内

(3) 工事内容

ア 本工事は、幅員7.0メートルの2車線林道を新設する工事で、法面保護工事及び舗装工事を除く土木工事である。

イ 工事箇所の周辺は保安林であり土砂を逸散させないように注意して施工する必要がある。

ウ 工事箇所の一部に山腹崩壊地があり、施工方法等十分打ち合わせを行い施工計画書を作成する必要がある。

(4) 工事概略数量

幅員7.0メートル 延長580メートル

切土 35,502m<sup>3</sup>

床掘 9,452cm<sup>3</sup>

盛土 33,399m<sup>3</sup>

<p>土羽 1,673m<sup>2</sup> 水路 858m 残土処分 768m<sup>3</sup> よう壁 (テールアルマ) A=1,324.5m<sup>2</sup> L=227m 防護施設 (ガードレール) 514m</p> <p>(5) 工期 平成7年9月から平成8年3月20日まで</p> <p>2 技術資料の提出を求める対象者</p> <p>技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般土木工事に係るものをも有すること。</p> <p>(3) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。) における土木一式工事の総合評点が900点以上であること。</p> <p>(4) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業 (土木工事業) の許可を受けていること。</p> <p>(5) 平成7年8月4日 (金) から同年9月11日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(6) 平成2年度以降5年間に、林道開設工事、農道工事又は県道改良工事等で幅員5.0メートル以上、かつ、切土量10,000m<sup>3</sup>以上の工事 (継続工事を含む。) を元請けとして完成した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限り。</p> <p>(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第27条の3</p>	<p>第2項に規定する一級又は二級土木施工監理技士の資格を有する者</p> <p>イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>ウ 平成2年度以降5年間に、林道開設工事、農道工事又は県道改良工事等で幅員5.0メートル以上、かつ、切土量10,000m<sup>3</sup>以上の工事 (継続工事を含む。) を完成させた現場経験を有する者であること。</p> <p>(8) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間 平成7年8月4日 (金) から同月17日 (木) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>ア 提出期間 平成7年8月4日 (金) から同月17日 (木) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p>
---	--

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に対して行うこと。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

平成7年7月31日に実施した平成7年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成7年8月4日 鳥取県知事 西 尾 邑 次

川 本 富二男	岩 本 孝 志	陶 山 行 成
田 中 学 之	中 原 弘 之	草 田 美 佳
中 山 浩 之	山 内 茂 堀	廣 明